

# 1 章 計画策定の経緯と目的

## 1. 計画策定の経緯

史跡旧島松駅通所は、明治期の交通の歴史を伝える遺構であるほか、駅通所の管理人を務めた中山久蔵による道央地区への寒地稲作の普及、また、W・S・クラークが「青年よ、大志を懐け」の名言を遺した場所としても知られる、歴史的な価値を持つ史跡である。明治14年（1881）の明治天皇巡幸の際、中山久蔵宅（現史跡旧島松駅通所建物）において御小休されたことから、昭和8年（1933）11月には「明治天皇島松行在所」として行在所部分のみ指定史蹟となり、補助金を得て小修理と環境整備がなされたが、戦後、GHQによる明治天皇聖蹟の文化財指定一斉解除により昭和23年（1948）に解除となった。昭和43年（1968）には、建物全体を修理・復元し、併せて環境整備を図るものとして、「北海道指定史跡 島松駅通所跡」となり、補助金を得て応急修理が実施された。

その後、「明治以降最も早く設置された主要道沿いの駅通所であり、かつ、改変の度合いも比較的少なく、北海道近代史の一断面を今に伝えるものとして貴重な遺構である」として、昭和59年（1984）7月25日に国史跡に指定され、7年かけて大規模な保存修理工事を実施した。しかしながら、保存修理工事から30年が経過しようとしており、各施設等において腐朽が目立ち始めている。また、日常的に観覧者を受け入れている駅通所建物において耐震対策がなされていないことから、これらへの対応が必要となっている。

こうした状況を踏まえ、今後の史跡の適切な保存と活用の方法を定め、後世に伝えていくための基本的な計画として、令和3年度（2021）に「史跡旧島松駅通所保存活用計画」を策定した。

## 2. 計画の目的

「史跡旧島松駅通所保存活用計画」の内容に基づき、本史跡の適切な整備の基本的な方法を定めるため、「史跡旧島松駅通所整備基本計画」（以下、「整備基本計画」という。）を策定する。

## 3. 委員会の設置

本計画の策定にあたっては、計画内容について専門的な知識を有する者から助言を受け、また、実践的な見地などから意見を求めるために、以下に示す学識者などから成る会議を設置した。

(1) 北広島市旧島松駅通所整備基本計画検討委員

表 1-3-1 北広島市旧島松駅通所整備基本計画検討委員名簿

	所属	名前
座長	北海道大学名誉教授（文化財建造物、NPO法人歴史的地域資産研究機構代表）	角 幸博
副座長	北海道埋蔵文化財センター（市文化財保護審議会会長）	藤井 浩
委員	北海道大学名誉教授	平井 卓郎
委員	札幌市立大学准教授	森 朋子
委員	北海道博物館学芸員	圓谷 昂史
オブザーバー	文化庁 文化資源活用課 文化財調査官	市原 富士夫
オブザーバー	北海道教育庁 生涯学習推進局文化財・博物館課 文化財保護係主任	赤井 文人
オブザーバー	北広島市役所 企画財政部企画課長	橋本 征紀 佐藤 直人
オブザーバー	北広島市役所 経済部観光振興課長	山田 基 橋本 征紀
オブザーバー	北広島市役所 建設部建築課長	松崎 隆志

## (2) 検討委員会の開催概要

本計画の策定のため、会議は通算5回実施した。

### ■検討経緯

表 1-3-2 検討経緯

日時	委員会	検討・開催内容
令和2年10月 27日（火） 18：30～	第1回 計画検討委員会	保存活用計画の概要説明／ゾーニング・動線、 展示、公開活用について／耐震診断の調査計画 及び既存資料調査結果について
令和3年3月 18日（木） 16：00～	第2回 計画検討委員会	史跡旧島松駅通所耐震診断調査業務委託報告書 （抜粋）の報告／ゾーニング・動線、展示、公 開活用の検討結果について
令和3年10 月1日（金） 16：00～	第3回 計画検討委員会	史跡旧島松駅通所耐震診断調査業務委託報告書 （抜粋）/前回委員会の議事概要と素案の修正箇所/ 過年度検討箇所と今年度検討箇所の確認/ 史跡旧島松駅通所整備基本計画（素案）に ついて/今年度検討内容について
令和3年12 月17日（金） 18：00～	第4回 計画検討委員会	史跡旧島松駅通所耐震診断調査業務委託報告書 （抜粋）/前回委員会の議事概要と素案の修正箇所/ 史跡旧島松駅通所整備基本計画（案）に ついて
令和4年3月 17日（木） 18：00～	第5回 計画検討委員会	史跡旧島松駅通所耐震診断調査業務委託報告書 （抜粋）/前回委員会の議事概要と案の修正箇所/ 史跡旧島松駅通所整備基本計画（案）に ついて

## 4. 関連計画との関係

### (1) 計画の位置づけ

史跡旧島松駅逦所整備基本計画は、北広島市総合計画（第6次）の基本目標「学び合い心を育むまち」に基づき策定された北広島市教育振興基本計画において、政策「郷土愛を育む教育活動の推進」に位置付けた施策「エコミュージアム構想の展開」及び「文化財の保存と活用」の推進にあたり、策定された「旧島松駅逦所保存活用計画」を基に、今後の旧島松駅逦所の整備の方法を定め、後世に伝えていくための基本的な計画である。

その他、北広島市都市計画マスタープランや北広島市緑の基本計画、北広島市観光基本計画等においても、旧島松駅逦所について記載されており、整合性を図っていく必要がある。

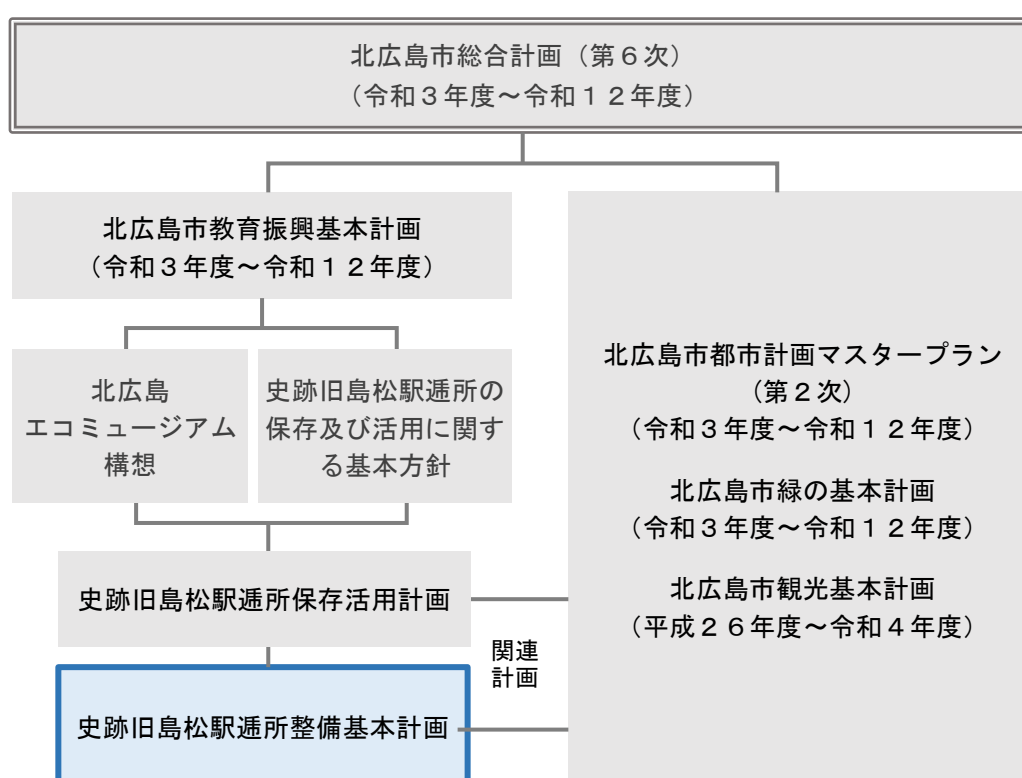


図 1-4-1 旧島松駅逦所整備基本計画の位置づけ

## (2) 各関連計画の概要

1) 北広島市総合計画（第6時）（令和3年度～12年度（前期令和3年度～令和7年度））

①「基本構想（2）西部地区 地区の基本的方向」

国指定史跡旧島松駅通所とその周辺地域の一体的な有効活用により、貴重な歴史や文化財を後世に継承するとともに、人が学び憩える魅力ある交流空間が形成された地区をつくります。と記載。

②「基本計画 4 重点プロジェクト」

「人口増加プロジェクト④ 文化財の保存・活用と芸術文化の振興」

「国指定史跡旧島松駅通所の大規模改修とその周辺地域の一体的な整備」と記載。

③「第2章学び合い心を育むまち 第7節 歴史の継承と創造 基本的方向」

国指定史跡旧島松駅通所が持つ歴史的な価値を発信し、地域資源としての活用の充実に図るため、施設整備を推進します。と記載。

④「第2章学び合い心を育むまち 第7節 歴史の継承と創造 施策」

I エコミュージアム構想の推進

エコミュージアム構想を推進し、各地域の自然遺産・歴史遺産・産業遺産等を現地において保全・活用する環境を整備します。と記載。

重要な郷土資料の保全、インターネット等を活用した情報の発信・提供、資料の展示、学校等と連携した郷土の教育普及活動を充実するとともに、エコミュージアムセンターを市民の活動拠点として活用します。と記載。

II 文化財の保存と活用

史跡や歴史資料を適切に保存するとともに、その活用により歴史と文化に対する市民の理解を深め、貴重な文化財の保護を進めます。と記載。

郷土の歴史、自然等の調査研究や収集保存を進めます。また、市文化財の指定を行い保存します。と記載。

国指定史跡旧島松駅通所について、将来にわたって維持し活用するため、大規模改修を行います。また、その周辺地域においても一体的な整備を推進します。と記載。

中山久蔵翁の故郷である太子町（大阪府）と締結した連携協力協定に基づき、文化資源等の活用や知的資源及び人的資源の交流などの取組を推進します。と記載。

2) 北広島市教育振興基本計画（令和3年度～12年度（前期令和3年度～令和7年度））

①「第4章教育基本計画 政策7 郷土愛を育む教育活動の推進 基本的方向」

国指定史跡旧島松駅通所が持つ歴史的な価値を発信し、地域資源としての活用の充実に図るため、施設整備を推進します。と記載。

②「第4章教育基本計画 政策7 郷土愛を育む教育活動の推進 施策」

「施策21 エコミュージアム構想の推進」

エコミュージアム構想を推進し、各地域の自然遺産・歴史遺産・産業遺産等を現地

において保全・活用する環境を整備します。と記載。

市民参加による郷土学習や体験学習を通して、自らのまちを誇りに思う郷土愛を育む学習機会を提供します。と記載。

重要な郷土資料の保全、インターネット等を活用した情報の発信・提供、資料の展示、学校等と連携した郷土の教育普及活動を充実するとともに、エコミュージアムセンターを市民の活動拠点として活用します。と記載。

「施策 22 文化財の保存と活用」

史跡や歴史資料を適切に保存するとともに、その活用により歴史と文化に対する市民の理解を深め、貴重な文化財の保護を進めます。と記載。

郷土の歴史、自然等の調査研究や収集保存を進めます。また、市文化財の指定を行い保存します。と記載。

国指定史跡旧島松駅通所について、将来にわたって維持し活用するため、大規模改修を行います。また、その周辺地域においても一体的な整備を推進します。と記載。

中山久蔵翁の故郷である太子町（大阪府）と締結した連携協力協定に基づき、文化資源等の活用や知的資源及び人的資源の交流などの取組を推進します。と記載。

### 3) 北広島エコミュージアム構想(平成 22 年策定)

サテライトの候補地 01として、旧島松駅通所を中心とする史跡公園などの計画的整備に伴い、史跡公園として西部地域のエコミュージアムの拠点となります。と記載。

#### 4) 史跡旧島松駅通所の保存及び活用に関する基本方針（平成 30 年 4 月）

##### ■基本方針策定の理念

- 旧島松駅通所を歴史観光資源としてとらえ、史跡としての価値を維持しながら永く保存する。
- 市内外からの観覧者が集うにぎわいのある場所として活用する。
- 市内外の観覧者が地域を巡る中で、楽しみながら北海道の歴史を実感できる史跡としての活用を想定する。

##### ■史跡の保存活用に関わる基本方針

###### <基本的な考え方>

- 北海道の歴史において重要な「駅通制度を未来に伝える史跡」、「寒地稲作発祥の地」、「W・S・クラークが金言を遺した地」であることに注目し、史跡の維持・保存・活用を図ることを基本とする。
- エコミュージアムのサテライトとして活用するとともに、地域経済にも活かされるよう公開をしながら良好な状態で後世に伝えていくことも基本とする。
- 史跡内の蓮池や見本田、石碑などと一体的な調査・改修を行う。

###### <活用の基本方針>

- 大規模改修実施後も史跡部分を公開するとともに、周辺エリアを歴史観光資源として活用できるよう計画する。

##### 1) 公開活用

一般公開（平成 2 年開始）は今後も継続する。

- ① 史跡部分を整備し（史跡を預かる自治体の責務）、建物内外とも公開優先の空間を実現
- ② 来館記念の仕掛けづくり（駅通所に関連した土産物等の開発・販売）
- ③ 地域の誇りとしての演出（季節のライトアップなど）
- ④ アクセスの改善（案内表示や案内図による自動車のアクセス改善など）

##### 2) 周辺整備

- ① エコミュージアムのサテライト機能の整備（旧島松駅通所の魅力や島松エリアの歴史的価値を広く発信）
- ② 史跡部分の整備（庭園部を団体見学者も利用できるような空間として整備）
- ③ 利便性を向上するための施設整備（駐車スペースの拡張、安全な歩行空間の確保、通過交通の速度制限などについて検討）

## ■保存活用にかかる想定整備内容

- 文化庁及び北海道教育庁と協議を重ね、歴史的建造物としての価値保存と周辺の景観との調和を図りながら詳細を決定。
- エコミュージアムセンター知新の駅においても、旧島松駅通所の情報を発信。

### <想定整備内容>

- ① 駅通所（躯体）の改修
- ② 設備の改修（防災機器、展示、照明など）
- ③ 誰もが観覧できる施設へ（形状保存を踏まえたバリアフリーの検討など）

### <想定される整備事業>

躯体の耐震診断、躯体の修繕、史跡内の庭園改修、史跡内の石碑修繕、史跡内の消防設備修繕、史跡内の電気設備修繕 など

## ■周辺エリアの想定整備内容

- エリアの歴史的価値を発信し、郷土を誇りに思う気持ちを醸成。
- 市内外からの集客ができる地域遺産としての機能整備。

### <想定整備内容>

- ① 魅力向上のための整備（蓮池、見本田、庭園、付帯設備）
- ② 史跡に親しみ郷土を誇りに思う気持ちを育む滞在型史跡公園の整備（隣接市有地の活用）
- ③ 市内外からの来訪を促す魅力ある機能の整備

### <想定される整備事業>

- 蓮池・見本田、石碑等の修繕・整備
- 四阿、散策路、ベンチ、水路等の整備
- 地域の特性・魅力を発信する機能の整備
- 駐車スペースの拡張（大型バスにも対応）

## ■ソフト対策

- 民間事業者や各種団体と連携したソフト面の取組を進める。

### <想定整備内容>

- ① エリアコンセプトの設定（及び展示方法検討）
- ② 観光施策・グリーンツーリズム等との連携

5) 北広島市都市計画マスタープラン(第2次)(令和3年~令和12年)

- ①「第3章都市づくりの分野別基本方針 3 緑・水環境の基本方針 3-3 緑・水環境の基本方針 (1)レクリエーション空間の創出 ③史跡」

旧島松駅通所やクラーク記念碑などを生かし、周辺の自然環境との調和に配慮しながら、市内外の多くの人が集まり、歴史を伝える史跡として整備を図ります。と記載。

- ②「第4章地区づくりの基本方針 2 西部地区 2-2 地域づくりの目標 (2) 地区づくりの目標」

旧島松駅通所やクラーク記念碑、寒地稲作発祥の地の碑など歴史・文化財の保全と継承、本市及び西部地区のPRを図るため施設の改修、周辺環境の整備を進めるとともに、豊かな自然を生かした魅力的なスポーツ・レクリエーション施設を活用することにより、多くの人を訪れる地区の形成を図ります。と記載。

- ③「第4章地区づくりの基本方針 2 西部地区 2-3 地区づくりの基本方針 (3) 緑・水環境の基本方針 ①レクリエーション空間」

旧島松駅通所やクラーク記念碑などを生かし、周辺の自然環境との調和に配慮しながら、多くの人が集まる史跡として整備を図ります。また、旧島松駅通所周辺の島松川や仁井別川については、河川環境の保全に努めます。と記載。

- ④「第5章計画の推進に向けて2計画実現のための検討事項 (3) 西部地区に関する事項」

旧島松駅通所やクラーク記念碑などを生かした多くの人が集まる史跡としての整備に向け、史跡にふさわしい魅力の創出や、人を呼び込むための運営方法など、市民の意見を聞きながら活用に向けた検討が必要です。と記載。

6) 北広島市緑の基本計画(第2次)(令和3年度~12年度)

- ①「3章緑地の保全及び緑化の目標 3-2 緑づくりの基本方針 (4) 基本方針 4 景観構成系統」

国指定史跡である旧島松駅通所周辺は、保存活用計画に基づいた取組を進めます。と記載。

- ②「3章緑地の保全及び緑化の目標 3-4 緑の目標量 (1) 全体の目標量 ③ 緑地の確保目標」

旧島松駅通所の令和12年度目標量は、都市計画区域において、2ヵ所、62.35ha、10.39㎡/人と記載。

- ③「4章緑地の配置方針 4-4 景観構成系統の配置方針」

都市の魅力を向上させる拠点の緑として、JR北広島駅周辺、旧島松駅通所周辺、拠点的な公園、公共施設、道路植栽地の花づくりや植樹、事業所敷地の緑を位置づけます。と記載。

- ④「5章緑地の保全及び緑化の推進のための施策 5-1 施策体系 (2) 重点的に取り組む施策」

重点的に取り組む施策として、旧島松駅通所周辺環境等の整備(景観)が挙げられて

いる。

- ⑤「5章緑地の保全及び緑化の推進のための施策 5-3 基本方針2 レクリエーション系統 市民がいきいきと交流し、憩える緑をつくるための施策 基本施策(4) 自然とふれあえる緑空間の活用」

旧島松駅通所周辺の河川環境の保全に努めます。と記載。

- ⑥「5章緑地の保全及び緑化の推進のための施策 5-5 基本方針4 景観構成系統 四季を彩る緑、ふる里の魅力を高める緑を大事にするための施策 基本施策(2) 都市の顔や拠点となる地域の緑による演出」

北海道開拓史上貴重な遺構である旧島松駅通所の周辺については、地域資源としての活用を図るため、史跡旧島松駅通所整備基本計画等により、自然と調和した周辺環境の整備に努めます。と記載。

- ⑦「5章緑地の保全及び緑化の推進のための施策 5-5 基本方針4 景観構成系統 四季を彩る緑、ふる里の魅力を高める緑を大事にするための施策 基本施策(4) シンボルとなる緑の充実」

成果指標として旧島松駅通所の観覧者数が挙げられ、現況値が5,920人(令和元年度)に対し、目標値が現況値以上(令和12年度)としている。5)北広島市緑の基本計画(第2次)(令和3年度~12年度)

- 7)北広島市観光基本計画(平成31年改定版)(平成26年度~令和4年度)

- ①「第3章基本方針と基本施策 第1節基本方針 2 観光資源の保全と有効活用」

本市の歴史の中で息づいてきた観光資源の再発掘を行い「地域資源」としてブラッシュアップを図ることで新たな観光資源として市民や近隣の人たちにも広く知らせるとともに、観光資源同士による有機的な連携とネットワークを図り魅力のある観光地へと変化させていきます。と記載。

- ②「第3章基本方針と基本施策 第3節基本施策 2 観光資源の保全と有効活用」

「2-1 観光資源の発掘とブラッシュアップ 観光資源のブラッシュアップ」

既に観光資源として活用されているものをブラッシュアップすることにより更に魅力のある観光資源として発信していきます。と記載。

「2-3 観光資源となりうる各種取組との連携 エコミュージアム構想との連携」

エコミュージアム構想と連携し観光資源になりうる歴史や文化、地域資産の魅力発信に努めます。と記載。

- ③「第3章基本方針と基本施策 第3節基本施策 3 魅力ある観光基盤の構築」

「3-1 観光施設及び周辺の環境整備 案内表示板等の計画的な整備」

エコミュージアム構想と連動した史跡や観光地等への案内表示等の環境整備を行い、市民や観光客がまち巡りやサイクリング等を気軽に楽しめるよう利便性の向上に努めます。と記載。